

2021年 7月 20日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U（日本金属製造
情報通信労働組合）中央本部
中央執行委員長 三 木 陵 一
(押印略)

J M I T U愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



抗議及び要求書並びに団体交渉申入書

貴社2021年7月19日付「期日通知書」と題する書面につき、下記の通り嚴重に抗議申し上げると共に、要求並びに速やかな団体交渉開催を求めるものであります。

記

- 1 上記「期日通知書」では、当労組オハラ樹脂工業分会分会長であり、貴社企画推進グループに所属する朝倉健次氏に対して、当労組の方針に基づいて、貴社の組合員に対する不当な懲戒処分手続きに対しての対応をしたことを捉え、「職場秩序を乱した行為」と、一方的に決めつけて懲戒処分を強行するという、極めて悪質且つ乱暴な労働組合無視の不当労働行為であり断じて看過できないことはもとより、強く抗議するものであります。

上記案件に対して当労組は、昨（2020）年7月16日の事件発生以来、組合員であるか否かを問わず、安全で良好な雰囲気の下で気分よく就労する権利を確立する観点から、その解決について重大な関心を寄せ、秩序ある解

決を求めて、同年7月29日、同8月5日、同8月10日、同8月17日、同11月6日、同11月11日、同11月18日、同11月20日、同11月24日、同11月25日、同12月17日、同12月18日、同12月24日、2021年1月7日、同1月13日（内容証明郵便）、同2月2日、同2月10日（内容証明郵便）、同2月27日（内容証明郵便）、同6月2日、同6月23日、同6月30日等々、書面でその不当性を指摘し撤回を求め、団体交渉開催や貴社の見解などを求めてきたところであります。

- 2 しかるに貴社は、上記当労組の質問や要求に一切応えることなく無視を決め込み、一方的に処分を強行するという不誠実な対応を頑なに変えようとされません。

このような貴社の態度は、凡そ良好な労使関係を追求しているとは言い難く、単に労使間の信頼関係悪化を招くだけでなく、顧客への不誠実な対応にも及んでおり、その意味でも見過ごすことのできない事態に及んでいると言わなければなりません。

当労組は、単なる貴社尾原社長の我が儘に留まらない社内外に対する不誠実なやり方を、直ちに改善され、不当な懲戒処分を直ちに撤回されるよう強く要求致します。

- 3 とりわけ今回の、正当な組合活動に対して、懲戒権を濫用して不当に対抗するがごとき非常識な振舞いは、我々労働者の職場に対する取引先からの信用失墜を招くだけでなく、職場そのものを失いかねない社会的信用失墜を招く危険性を覚えざるを得ません。

「世間知らず」としか言いようのない「業務Gr.」メンバーか、それともオハラ産業か、或いは経営法曹会議に籍を置く先生方のご指導かは知る由もありませんが、今のような対応はオハラ樹脂工業にとっても、組合員の生活基盤としての職場という角度から見ても、百害あって一利なしでしかないことを強く指摘し、正常な労使関係回復に向けて、いい加減に気付かれるよう強く要求するところであります。

- 4 上記要求についての団体交渉を直ちに開催されるよう、重ねて強く要求し、日程調整について当労組分会宛ご連絡くださいますよう要求致します。

以 上